契約締結日　　年　　月　　日

介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項説明書に基づき説明を行いました。

指定介護予防支援事業者
＜事業者名＞　社会福祉法人　ファミリー
足立区地域包括支援センター江北

＜住　　所＞　東京都足立区江北５丁目１４－５
すこやかプラザあだち３階

＜代表者名＞　センター長　津波　幸太　印

（委託先指定居宅介護支援事業者）
＜事業者名＞

＜住　　所＞

＜担当ケアマネジャー＞

※指定居宅介護支援事業者に委託した場合のみ記入

私は、事業者から介護予防支援等契約書及び重要事項説明書に基づき説明を受け、同意しました。

契約者氏名
利用者
＜住所＞

＜氏名＞　印

（代理人）
＜住所＞

＜氏名＞　印
＜続柄＞

介護予防支援等重要事項説明書

１　当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電　話　０３－６８０７－１６０４
時　間　月～土曜日　９時～１７時　日曜・祝日・年末年始休み
担　当　センター長　　津波　幸太
※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

２　指定介護予防支援事業所の概要

（１）指定介護予防支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事　業　所　名	足立区地域包括支援センター江北
所　在　地	東京都足立区江北５丁目１４－５ すこやかプラザあだち３階
介護保険指定番号	（東京都　１３０２１００２５８号）
管　理　者 ・　連　絡　先	センター長　　津波　幸太 ０３－６８０７－１６０４
サービスを提供 す　る　地　域	足立区地域包括支援センター江北担当圏域 （足立区江北１～７丁目・堀之内１、２丁目）

（２）当事業所の職員体制

管理者　１名・社会福祉士　２名・主任介護支援専門員　２名
看護師　２名・介護福祉士　１名

（３）サービス提供時間

月曜日～土曜日　　９時～１７時　日曜・祝日・年末年始休み

３　サービス内容に関する苦情

（１）当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の介護予防支援等に関するご相談・苦情および、介護予防サービス計画等に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当職員または苦情担当者までお申し出下さい。

電　　話：０３－６８０７－１６０４
受付時間：月～土曜日　９時～１７時　日曜・祝日・年末年始休み
苦情担当者：センター長　　津波　幸太

（２）その他

当事業所以外に、東京都や足立区の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。また、以下の窓口においても、苦情・相談をお受けしております。

東京都　担　当　東京都国民健康保険団体連合会
電　話　０３－６２３８－０１７７（苦情相談窓口専用・直通）
受付時間　９時～１７時（土・日・祝祭日を除く）

足立区　担当①　介護保険課 または 高齢者地域包括ケア推進課
電　話　０３－３８８０－５１１１（代表）
住　所　足立区中央本町１－１７－１　足立区役所
受付時間　９時～１７時（土・日・祝祭日を除く）

担当②　足立区基幹地域包括支援センター
電　話　０３－６８０７－２４６０（苦情相談窓口専用・直通）
住　所　足立区江北５－１４－５　すこやかプラザあだち３階
受付時間　９時～１７時（土日・祝祭日を除く）

４　ハラスメント対策

（１）事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

（２）ご利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

５　当会の概要

法人種別	社会福祉法人
名　称	ファミリー
代表者役職・氏名	理事長　　佐藤　和夫
本部所在地	東京都足立区江北３丁目１４－１
電話番号	０３－５８３９－３６３０
主な拠点	特別養護老人ホーム　ハピネスあだち 短期入所生活介護事業 通所介護事業 訪問介護事業 居宅介護支援事業　併設

6　介護予防支援等の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

介護予防サービス計画等サービス利用申込み

↓

当事業所に関すること、介護予防サービス計画等作成の
手順、サービスの内容に関して大切な説明を行います

↓

介護予防サービス計画等に関する契約を行います

足立区へ介護予防サービス計画等作成依頼届出書の提出を
行っていただきます（当事業所で提出代行することもできます）

↓

当事業所の職員、または一部作成委託を受けた指定居宅介護支援事業者職員が
お宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します

↓

地域の介護予防サービス提供事業者や料金等をお伝えし、
利用者の意向を踏まえてサービス担当者会議を開催します

↓　利用者によるサービスの選択

提供する介護予防サービスに関して、介護予防サービス計画等の原案を作成します

↓

計画に沿ってサービスが提供されるように、介護予防サービス提供事業者等と
サービス利用の調整を行います

↓　サービス利用に関して説明を行い、
↓　利用者やご家族の意見を伺い、同意を
↓　いただきます

介護予防サービス計画等に沿ってサービス利用票、サービス提供票の作成を行います

↓

サービス利用開始

↓

利用者やご家族と定期的に連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、
介護予防サービス提供事業者と連絡調整を行います

↓

毎月、給付管理票の作成を行い、東京都国民健康保険団体連合会に提出します

↓

利用者の状態について定期的に訪問し、再評価を行います。また、提供される
サービスの実施状況の把握と介護予防の効果に関して評価を行います

↓

介護予防サービス計画等の変更を希望される場合、
必要に応じて介護予防サービス計画等の変更を行います